平成２３年（フ）第３１８号
福岡市西区生の松原１丁目31番７号
債務者　駄澤　新一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３３号
福岡市城南区長尾５丁目21番８―103号
債務者　佐々木　登
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４４９号
福岡県春日市惣利２丁目54番地ハンリーラ円入202号
債務者　矢野智恵子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５０号
福岡県太宰府市大佐野５丁目20番11号
債務者　平井　寿恵
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５６号
福岡市城南区干隈２丁目57番28―302号
債務者　山下　善彦
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６６３号
福岡市西区今宿町624―１パルトネール伊都Ａ―102
債務者　古川　美佐
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２０号
福岡県古賀市今在家60番地２
債務者　三好　勝則
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２１号
福岡市東区御島崎１丁目21番304号
債務者　壇　　美子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２７号
福岡市早良区田村４丁目９番50―406号
債務者　丸田　純子（旧姓藤井・児玉）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７３号
福岡県古賀市花見東７丁目９番11―207号
債務者　寺田　泰介
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８０２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲333番地７
債務者　光山　邦子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１４号
福岡市東区名島４丁目28番１―301号
債務者　東　　洋平
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１５号
福岡市博多区堅粕１丁目１番２―407号
債務者　金澤　節子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３５号
福岡県古賀市中央６丁目12番５号
債務者　坂井　美樹（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４３号
福岡市南区和田４丁目４番３号
債務者　松本　和宏
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０５号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東10丁目132番地１
デュープレックス紅葉ヶ丘213号
債務者　宮内　　哲
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０６号
福岡市西区今宿青木441番地２
債務者　國分　健司
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９１５号
福岡市博多区住吉４丁目２番24号
債務者　西　　絹代
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部